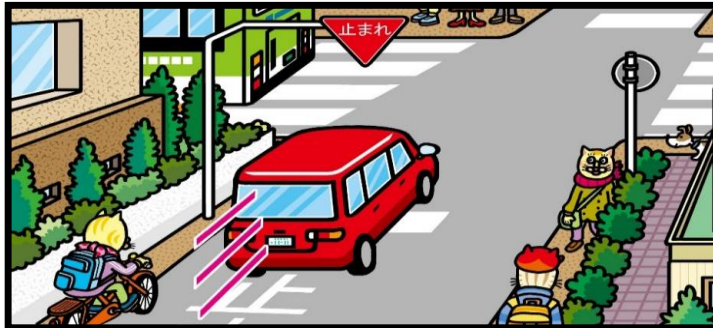




解答例

【道路交通法クイズ.2】下の4枚のイラストと問題を見て、正解に○を付けてください。

問題① 一時停止の標識がある見通しの悪い交差点で、停止線で一時停止しても安全確認が十分にできないと考え、停止線を越えて道路を見通せる交差点の直前まで進み、一時停止して左右の安全を確認しました。この運転行為は、下の選択肢のうち、どれに該当するでしょうか？



1. 道路標識等による停止線の手前から徐行しなかったため、違反
2. 道路標識等による停止線の手前で一時停止しなかったため、違反
3. 交差点の手前のどこかで一時停止すればいいので、違反ではない

問題③ 赤信号で停止しています。信号が青に変わったので発進しようと思ったが、前の車が発進しようとしません、前の車に対してクラクションを短く鳴らし、発進するよう促しました。この運転行為は、下の選択肢のうち、どれに該当するでしょうか？



1. 周囲の見通しが良く交差点だったので使用するのは違反
2. 危険を回避する目的以外に警音器を使ったので違反
3. 前の車が発進しないのが問題なのだから、警音器を鳴らしても違反ではない

問題① 答え：2

一時停止の規制がある交差点には、停止線が交差点の手前に設けられているため、停止線の手前で止まっても安全確認を十分にできない場合もあります。だからといって、交差する道路の状況が確認できる位置まで進んでから停止することは、停止すべき場所での停止義務を果たしておらず、違反となります。

見通しの悪い交差点を進行するためには、安全のため「多段階停止」が必要です。まず停止線の手前で一時停止。その後少し前進して、他のクルマに認知してもらえるところまで進んだらもう一度停止します。さらに徐行して目視で安全が確認できる場所まで進み、安全確認をして通過することです。

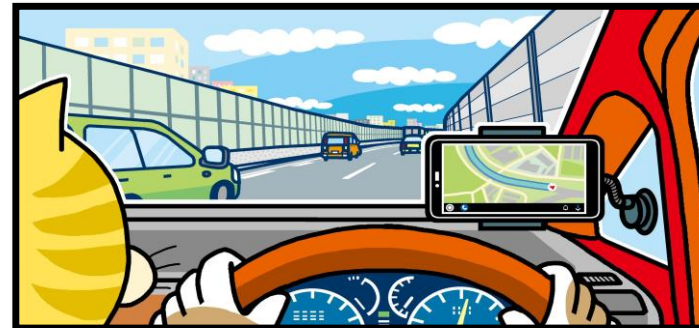
問題③ 答え：2

運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならない場合を除き警音器を鳴らすことが禁じられています。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、鳴らすことができます。

「危険を防止するためやむを得ないとき」とは、前方の車を追い越そうとした際に、その車が自車に気づかず進路を変更しようとしたため接触の危険があるとき等がこれにあたります。

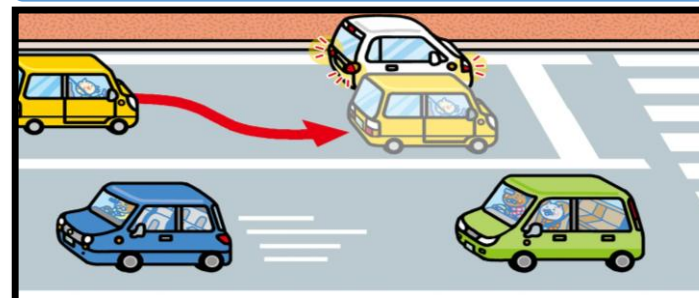
信号が青に変わっても前の車が動き始めない状況は、通常は「危険を防止するためやむを得ないとき」には該当しませんから、警音器を鳴らすことが許される場面にあたりません。

問題② スマホのカーナビアプリを運転時に使用しています。画面を見るために視線を大きくずらすのは危険だと思い、フロントガラス脇にある三角窓の部分に吸盤を使ったホルダーでスマホを取り付け、運転しました。この行為は、下の選択肢のうち、どれに該当するでしょうか？



1. 三角窓にスマホを取り付けて運転したので違反
2. スマホのカーナビを使ったので違反
3. 視線を大きくずらす確認できるので、違反ではない

問題④ 片側1車線の道路で、信号機のない横断歩道の直前に車両が停車していて見通しが悪いので、速度を落とし、周囲に注意して通行しました。この運転行為は、下の選択肢のうち、どれに該当するでしょうか？



1. 停車車両の側方を通過する際に一時停止しなかったため違反
2. 停車車両の側方を通過する際に徐行しなかったため違反
3. 速度を落としたので違反にはならない

問題② 答え：1

保安基準に規定があります。前面ガラス（フロントガラス）及び側面ガラス（三角窓や運転席・助手席ガラス）に装着、貼り付け等することが許されるものとして、整備命令標章、検査標章等のほか、ルームミラーやETCのアンテナ、テレビやラジオなどのアンテナ、ドライブレコーダーなど許されていますが、スマホやそれを取り付けるホルダーは、そこで許されたものに含まれていません。

同様の理由で、初心者マークや高齢者マーク、さらにはお守りやキャラクターをフロントガラスや三角窓などに貼ることも運転禁止違反に問われますから注意しましょう。

問題④ 答え：1

車両等は、信号機のない横断歩道や自転車横断帯において、その手前の直前で停止している車両等がある場合には、その側方を通過してその車の前に出るとき、その手前で一時停止しなければなりません。

信号機のない横断歩道等の手前、直前に停止車両等があると、横断しようとする歩行者等がいるかどうかの確認が十分にできませんから、停止車両等の前方に出る前に一時停止をして確認してから通過する義務を、車両等に負わせているのです。